

別紙 1 概要図

	契約関係	金銭の流れ
イ	<p>①証券法上の投信販売委託契約</p> <p>②役員・使用人が保険会社の委託を受けて投信販売を行うことを承諾し、その業務に係るサポートを行う。</p> <p>* 法人代理店の役員・使用人及び個人代理店の使用人</p> <p>③代理店が②をすることを保険会社に約し、対価を得る契約 (④事務委託契約) ⑤連帯保証契約</p>	<p>⑥</p> <p>⑦</p>
内容	<p>【ポイント】</p> <p>I. 代理店の役員・使用人（以下「使用人等」）が、証券法上、保険会社のみなし使用人として投信販売業務を行う。</p> <p>II. 代理店は、その使用人等が個人として保険会社の委託を受けて投信販売を行うことを承諾し、その業務に係るサポートを行う。</p> <p>III. 代理店は保険会社に対しII.を行うことを約し、その対価を得る。</p> <p>【補足】</p> <p>④ 保険会社が代理店に対して、以下の投信販売に係る事務（サポート業務）を委託する契約。</p> <p>A. 使用人等に対し、投信販売のために代理店の施設等を提供すること。</p> <p>B. 保険会社が予め決めた内容・ルールに従って使用人等が投信販売業務を行うよう使用人を管理すること。</p> <p>C. 保険会社が予め決めた内容に従って、使用人等に対して投信販売業務に必要な知識等を教育・指導すること。</p> <p>D. 保険会社と使用人等との書類の書類の受渡し等の事務作業</p> <p>⑤ 代理店が、その使用人等が保険会社との投信販売契約に伴い保険会社に対して負った債務を連帯して保証する契約。ただし、証券法の規定に基づき、保険会社が使用人等の投信販売業務に係る最終責任を負うことには変わりはない。</p> <p>⑥ ③、④の契約に基づき業務の対価を保険会社から代理店に一括して支払う。</p> <p>⑦ 代理店から使用人等へは給与が支払われる。</p>	